

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程の一部改正

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程 平成16年10月6日 16選規程 第2号</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(候補者の要件)</p> <p>第5条 候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学において教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、<u>任期满了時</u>において満70歳を超えない者とする。</p> <p>第6条～第10条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略（現行どおり）</p> <p>(候補者の要件)</p> <p>第5条 候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学において教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、<u>就任時</u>において満70歳を超えない者とする。</p> <p>第6条～第10条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（22選規程 第2号）

この規程は、平成22年 8月26日から施行する。